

「指定居宅サービス」重要事項説明書

～訪問看護～

あなたに対する訪問看護サービスの提供開始に当たり、厚生労働省令第37号第8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

当事業所は、介護保険と医療保険の指定を受けています。

訪問看護 名 称 明峰指定訪問看護ステーション

指 定 番 号 愛知県指定第2366390017

指定年月日 平成12年8月29日

当事業所は、ご契約者に対して訪問看護サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを以下の通り説明します。

◇ ◆目 次◆ ◇

1. 事業の目的と運営方針
2. 事業所の概要
3. 職員体制など
4. 営業日及び営業時間
5. 主な看護サービスの内容
6. サービスの提供
7. 緊急時における対応方法
8. 事故発生時の対応について
9. 苦情申立窓口
10. 秘密保持について
11. 利用料金

1. 事業の目的と運営方針

(1) 目的 介護保険法、ならびに、医療保険法または高齢者の医療に関する法律に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、訪問看護サービスを提供します。

(2) 運営方針 当事業所は、利用者が可能な限りその居宅で自立した日常生活を営むことができるよう心身の機能の維持を図るとともに、家族の身体的、精神的負担の軽減に努めます。また、医療機関、町村及び保健所などの関係機関ならびに保健・医療・福祉の関係職種等と密接な連携を図ります。

2. 事業所の概要

名 称	社会福祉法人 明峰福祉会 明峰指定訪問看護ステーション
所 在 地	愛知県北設楽郡東栄町大字中設楽字松久保 1 番地 3
事業所番号	愛知県指定第 2 3 6 6 3 9 0 0 1 7
代表者氏名	社会福祉法人 明峰福祉会 理事長 佐々木 経人
電話番号	0 5 3 6 (7 9) 3 5 6 5
実施地域	東栄町・設楽町・豊根村の全域

3. 職員体制等

(1) 職員体制

	資 格	人 数
管 理 者	看 護 師	常勤 1 名 (兼)
従 事 者	看 護 師 看 護 師	常勤 1 名 非常勤 1 名 (兼務)

(2) 担当職員

看護職員は、以下のとおりです。 (長谷 みなつ、関口 のりえ、守屋 久美子) 担当職員は、() 看護師です。 上記の責任者は(長谷 みなつ) です。
--

(3) 担当職員の変更

- ① 利用者はいつでも担当職員の変更を申し出ることができます。その場合、当事業所は訪問サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ② 当事業所は担当職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当職員を変更することがあります。その場合は、事前に利用者の了解を得ます。

4. 営業日及び営業時間

- (1) 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
休日は土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）です。
- (2) 警報（大雨・洪水・暴風）が発令された場合、訪問は中止します。

5. 主な看護サービスの内容

- (1) 病状観察及び日常生活指導
- (2) 入浴・清拭など清潔の保持、食事及び排泄等療養生活の支援
- (3) 褥瘡の予防及び処置
- (4) リハビリテーション
- (5) カテーテル等の交換及び管理
- (6) 認知症の看護
- (7) ターミナル期の看護
- (8) 介護方法の指導・助言・相談
- (9) その他医師の指示による必要な医療処置など

6. サービスの提供

- (1) サービスの提供にあたっては、利用者の要介護・要支援状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態への防止となるようサービスを提供します。
- (2) サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もしわからないことがありましたら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問して下さい。
- (3) サービス提供にあたっては、「訪問看護計画書」に基づき、利用者の機能の維持・回復を図るよう適切に実施いたします。また、介護支援専門員やその他の保健医療サービスまたは福祉サービスとの綿密な連携を図ります。
- (4) 提供した訪問看護に関しては、「訪問看護記録」を記載しその控えを利用者に渡します。希望者には、各町村が発行する「健康手帳」の「医療の記録」に必要事項を記載します。
- (5) 訪問看護の提供に際しては、主治医の文書による指示に従います。
- (6) 主治医に対しては、毎月「訪問看護計画書」「訪問看護報告書」を提出します。

7. 緊急時における対応方法

サービス提供中に容態の急変などがあった場合には、速やかに主治医へ連絡し、適切な対応を行います。また、担当の介護支援専門員との連携にも努めます。

8. 事故発生時の対応について

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、東三河広域連合、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

9. 苦情申立窓口

明峰指定訪問看護ステーション

担当者（職名）	管理者	長谷 みなつ
電 話 番 号	0 5 3 6 （ 7 9 ） 3 5 6 5 （直通）	
	0 5 3 6 （ 7 9 ） 3 5 3 4 （特養）	

東栄町役場 住民福祉課	電 話 番 号	0 5 3 6 （ 7 6 ） 0 5 0 3
-------------	---------	-------------------------

設楽町役場 町民課	電 話 番 号	0 5 3 6 （ 6 2 ） 0 5 1 9
-----------	---------	-------------------------

豊根村役場 住民課	電 話 番 号	0 5 3 6 （ 8 5 ） 1 3 1 3
-----------	---------	-------------------------

愛知県国民健康保険団体連合会	電 話 番 号	0 5 2 （ 9 7 1 ） 4 1 6 5
----------------	---------	-------------------------

東三河広域連合 介護保険課	電 話 番 号	0 5 3 2 （ 2 6 ） 8 4 7 1
---------------	---------	-------------------------

10. 秘密保持について

職員は、業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じます。

11. 利用料金

- （1） 利用料金及び交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に説明し同意を得ます。
- （2） 当事業者は、利用者に対し、毎月翌月までに当月にサービス提供日、サービスの内容等の内訳を記載した、利用料請求書を送付します。請求書には、利用者が利用した訪問看護回数、利用日、自己負担金額を明示します。

- (3) 利用者は、事業者に対し、当月の利用料を毎月翌月末日までに現金払いの方法、及び事業者指定の口座に振り込む方法で支払います。

介護保険法に規定する介護予防訪問看護料、及びステーション規定の利用料（1単位は10.21円）

区 分	使用料の種類	サービス内容及び単位		金 額
介護保険法に規定する介護予防訪問看護	訪問看護費	訪問看護1	20分未満	303 単位
		訪問看護2	30分未満	451 単位
		訪問看護3	30分以上1時間未満	794 単位
		訪問看護4	1時間以上1時間30分未満	1,090 単位
	加算	退院時共同指導加算	入院中、退院前に左記会議を実施の場合（退院の初回訪問月に1回、特別な管理を必要とする者は2回）	600 単位
		初回加算	過去2か月利用がなく、新規で看護計画の策定、又は介護予防訪問看護から訪問看護に移行した場合	
			○退院した日に訪問した場合	350 単位
			○退院した翌日以降に初回訪問	300 単位
		特別地域訪問看護加算	厚生労働大臣が定める山村等に該当する地域の事業所が訪問した場合	基本単位の15%
		複数名訪問看護加算	所要時間30分未満	254 単位
			所要時間30分以上	402 単位
		長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする者に1時間30分以上の訪問看護を実施した場合	300 単位
保険対象外	死亡時訪問看護料（自己負担）	死亡時に訪問した場合		10,000 円
その他訪問看護に係る費用（自己負担）		衛生材料ごと		実費相当額

※訪問看護費については、准看護師による訪問の場合は上記単位の90/100の単位となります。また、訪問時間には、記録に係る時間を含みます。

※交通費については、当事業所の事業実施地域内の場合は無料です。地域外の訪問については、実施地域を超えた地点から片道1km37円を徴収いたします（1円未満の端数は切り捨て）。

※特別地域訪問看護加算については、支給限度基準額の算定対象外となります。

※介護保険法の改正があった場合には、変更が生じます。

※令和6年6月1日改定

介護保険法に規定する訪問看護料、及びステーション規定の利用料（1単位は10.21円）

区 分	使用料の種類	サービス内容及び単位		金 額
介護保険法に規定する訪問看護	訪問看護費	訪問看護 1	20分未満	314 単位
		訪問看護2	30分未満	471 単位
		訪問看護3	30分以上1時間未満	823 単位
		訪問看護4	1時間以上1時間30分未満	1,128 単位
	加算	退院時共同指導加算	入院中、退院前に左記会議を実施の場合（退院の初回訪問月に1回、特別な管理を必要とする者は2回）	600 単位
		初回加算	過去2か月利用がなく、新規で看護計画の策定、又は介護予防訪問看護から訪問看護に移行した場合	350 単位
			○退院した日に訪問した場合 ○退院した翌日以降に初回訪問	300 単位
		特別地域訪問看護加算	厚生労働大臣が定める山村等に該当する地域の事業所が訪問した場合	基本単位の15%
		複数名訪問看護加算	所要時間30分未満	254 単位
			所要時間30分以上	402 単位
		長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする者に1時間30分以上の訪問看護を実施した場合	300 単位
保険対象外	死亡時訪問看護料（自己負担）	死亡時に訪問した場合		10,000 円
その他訪問看護に係る費用（自己負担）		衛生材料ごと		実費相当額

※訪問看護費については、准看護師による訪問の場合は上記単位の90/100の単位となります。また、訪問時間には、記録に係る時間を含みます。

※交通費については、当事業所の事業実施地域内の場合は無料です。地域外の訪問については、実施地域を超えた地点から片道1km37円を徴収いたします（1円未満の端数は切り捨て）。

※特別地域訪問看護加算については、支給限度基準額の算定対象外となります。

※介護保険法の改正があった場合には、変更が生じます。

※令和6年6月1日改定

利用サービスの内容は、次のとおりです。

曜日	サービス内容	提供時間帯
	訪問看護 2 ・ 3 ・ 4	: ~ :
	訪問看護 2 ・ 3 ・ 4	: ~ :
	訪問看護 2 ・ 3 ・ 4	: ~ :
	訪問看護 2 ・ 3 ・ 4	: ~ :

尚、上記以外に変更することも出来ますので、ご相談ください。

令和 年 月 日

当事業所は、訪問看護サービスの提供に当たり、利用者に対してサービス内容及び重要事項を説明しました。

居宅サービス事業者

住 所 北設楽郡東栄町大字中設楽字松久保 1 番地 3

名 称 社会福祉法人明峰福祉会 明峰指定訪問看護ステーション

説明者 看 護 師 長谷 みなつ 印

私は、重要事項説明書の説明を受けました。

利用者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

利用者の家族（代理人または立会人）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

本人との続柄（ ）